

滋賀県立愛知高等学校 部活動の指導について

1 部活動の意義

学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組み、好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。

2 活動時間・休養日

活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

☆活動時間は、平日は概ね3時間以内、週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とする。

☆休養日を週1日以上設ける。それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。

ただし、大会等の日程の関係で、予定をしていた休養日に活動をする場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。

☆朝練習は原則行わない。

3 参加する大会・試合・コンクール等の見直し

生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するよう努める。

4 体罰の防止

- ・「懲戒」として「体罰」を行うことは、法律で明確に禁止されている。
- ・生徒に非違行為がない部活動でのプレーミスなどは、そもそも「懲戒」の対象ではない。このような部活動の指導中に行われる有形力(目に見える物理的な力)の行使は、「暴行・傷害」行為に当たる。
- ・校長、顧問その他の学校関係者は、体罰は決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取組を行う。
- ・保護者等も同様の認識を持つことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を得る。

5 生徒の健康管理・安全指導

- ・顧問は家庭(保護者)、学級担任、養護教諭等との情報交換や情報共有を行うなど連携を密にして、生徒の心身の健康を把握し、個々の健康管理と安全の確保に努める。
- ・生徒に自分の技能段階を理解させ、技能に応じた活動を行わせる。特に、身体接触をとまなう競技で技能において明らかに差がある生徒と一緒に活動を行う場合は、安全を確保する工夫や配慮を行う。
- ・競技・部門・種目の特性に応じて、施設・設備や用具の点検を行う。
- ・熱中症対策等に万全を期す。
- ・生徒自らが危険を回避できるよう、安全に関する知識や技能を身に付けさせる。